

職場アンケートの結果

瀬教労は新型コロナ対策で昨年度から、今年度早々、大変な教育現場に実態や現時点での気づき等のアンケートを行いました。



【昨年度末のこと】

突然の休校で、何の準備もできず当惑するばかりだった。

◆近隣の市町に比べ対応が遅い。市教委の決断力の欠如。◆閉鎖の前の1日、何を優先し何をすべきか考えるゆとりも時間もなかった。それ程、急務なことだったのか？4月の休校決定も、再開から一転休校となり準備やその対応に目途も立たずどうしたら良いのか分からなかった。準備や心づもりができるように事前に方向性を示してほしい。

【今年度のこと】

①学習面

◆前年度の未学習の分をどこで補充するのか？HPでは親向けに「支障がないようにします」と言っているが本当？



◆週4時間の中1数学が3週分(12時間分)を中2で実施するためには、中2は3時間なので4週間必要。つまり、1ヶ月遅れの中2授業の開始。このまま休校が長引けば、その分学習内容はたまっていくことになる。

◆教職員は、在宅勤務を指示

され、週2回の登校に止まっている。児童生徒に会えないまま、宿題を造ったり予習のプリントを出したりと忙しい。理科の観察については、春の時期を逸してしまっただけで、栽培をする時間はあるが、児童の作業にはならない。

②行事面

◆全ての行事が企画することができず、子どもたちはもし登校しても、まずは授業をこなすことで目一杯になると思う。

【健康面について】

①職場での衛生環境

◆登校時の検温の指示があるが、非接触体温計などの準備ができない。具体的なシュミレーションが市や県の教委、文科省にできているのか。

◆教室に30、40人の子が入ることを考えると、本当にコロナの不安がなくなるまで授業はできないと思う。

◆気づかずに他へ感染が広がってしまうことが怖い。消毒などが不十分。クラスターにならないか不安。

【コロナ対策に対する意見&市への要望】

◆子どもたちが家でも計画的に学習できるよう教育補助をする必要がある。今の学校の動きはとにかく校長会よりの指示待ちで、時の流れより1テンポ遅れている。

◆現実に夏休みに相当する

期間の休校が続いている中、現中3について教育内容の削除を特例として定めること、高校入試の内容について早めに見通しが持てるような対応が必要だ。県や国への働きかけが必要だと思えます。

【教育内容について】

①新学習指導要領改訂に伴う学習で心配なこと

◆アクティブラーニングは今の状況ではできない。前を向いての一斉学習になっ

てしまう。

◆評価評定については、個に応じたができない。ペーパーテストのみになってしま

う。

◆英語などは発音ができない。

②小中一貫教育の取組み

◆小中交流のための補充教員がみえるが2校掛け持ちで本当にできるのか。まだ、教員の中にもどう進めるのか分かっていない人ばかり。

③その他

◆遠隔授業では全員にタブレットを配布し、自宅学習できるようにすべき。そのための通信環境は何をさておいてもお金をかけて市・県・国がすべき時と思う。

◆現在の状況で、ネットを介した授業は不可。全生徒の家庭にタブレット、通信環境を整っていない。それが無理ならば、現実的な対応として授業内容の削減等が必要だ。

プロジェクトチーム募集について

動画を作成するプロジェクトチームの構成員の募集について市教委に申し入れをしました。

- (1) 授業動画となれば、教育課程に沿った内容であると思われます。授業については、本来の授業者(担任など)に対する侵害になると思います。
- (2) 公教育としてインターネット環境が整っていない家庭に対して、格差を広げることになります。
- (3) 教員を募集していますが、「どこで」「どのように」作るうと考えたのか不明です。また、6学年、4教科からどこに焦点を絞ってやろうとしているのか不明です。
- (4) 教員の動画作成にかかる勤務は、どのようになっているのでしょうか。
- (5) 市として独自の授業動画を今作る必然性はあるのでしょうか。「3密」を避けるために、週2日学校で、後は「在宅勤務」を校長先生から指示されています。



ご協力ありがとうございました。



瀬戸市への要求項目に組み入れていきます。引き続きご協力お願いします。

◆学校が再開することになった時の感染予防対策が心配です。集団生活において「3密」を避けることに限界があります。情報を知ることができるようになることを願っています。



オンライン授業の取り組みが進められています。現在は動画を一方向で流す教材が学校のHPに載っていますが、Zoomを使ったオンライン授業が今後進められるでしょう。

米国ではZoomのオンライン授業に見知らぬ人物が乱入し暴言を吐いたり不適切な画像を映し出したりする事件が起こっています。しっかりとした設備と専門家の配置が必要です。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出にあたって 教育現場を支える施策の強化を求める緊急要請書(全教)

全教は、4/16に文科大臣に対し以下の緊急要請を行いました。
子ども・保護者・教職員・学校を救う施策が強く求められています。



1. 休校および学校再開の要請・指示については、学校設置者が地域・学校の実態や感染状況をふまえ、科学的根拠を示し、関係者が納得して対応できるように努めること。
 - ① 各学校でのとりくみをふまえた対応が可能となるよう、ていねいな対応をおこなうこと。
 - ② 各学校での対応について、すべての子どもと保護者に周知できるよう、関係者と十分な連絡・調整をおこなうこと。
 - ③ 緊急な対応が求められる場合にあっては、必要な連絡体制を確立するなど、ていねいな対応をおこなうこと。
 - ④ 休校等にともなう修学旅行などの学校行事の変更により生じる家庭や学校の経済的負担について、国が財政的措置をすること。
2. 休校を要請・指示する場合は、子どもたちの居場所を確保するなどの必要な対応をおこなうこと。
 - ① 保護者が安心して休業できるよう、十分な休業補償をおこなうこと。休業補償にかかわる制度が活用されるよう周知徹底すること。
 - ② 子どもが安全に過ごすことのできる施設等を周知すること。
3. 休校を要請・指示しない場合は、在校時や登下校時における「3つの密」を防ぐために必要な条件整備をおこなうこと。
 - ① 緊急に必要な教職員を増員配置するなど、教室内での少人数指導が可能となるよう条件整備をおこなうこと。
 - ② すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、液体せっけん、非接触型体温測定機器、ペーパータオル等を確保すること。
 - ③ 必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - ④ 保健室等での詳細な対応マニュアルを作成すること。
 - ⑤ 感染が疑われる子どもたちが待機(隔離)する場所を確実に確保し、保健室が感染していない児童・生徒と接触する場にならないようにすること。
 - ⑥ 特別支援学校等のスクールバスの増車が可能となるよう、国が責任をもって対応すること。
4. 教育課程の編成は各学校がおこなうものであり、休校によって授業ができなかった内容の指導について、学校再開後に機械的に授業時数の確保を求めるのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
 - ① 子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し免疫力を高め、子どもたちの負担が過重とならないことを最優先すべきであることを明らかにすること。
 - ② 家庭学習等の方法や評価について押しつけるのではなく、各学校が実態に応じて工夫できるよう支援すること。
 - ③ オンライン教材や、文科省が依頼し各教科書発行者が作成した補充のための資料等の使用を押しつけないこと。
 - ④ 部活動における全国大会等の開催について早期に明らかにすること。
 - ⑤ 高校等における実習について、資格取得にかかわるものも含め、実習期間や実習方法、免許取得方法等について弾力的に対応できるよう関係機関と調整し、対応すること。
5. 収入が急変した家庭の子どもたちの就学を保障するた

めに、実効ある経済的支援を緊急におこなうこと。当面、下記のことについて、各自自治体に対応すること、および、すべての家庭に周知徹底することを支援すること。

- ① 入学料や授業料等の学納金の納付が困難な者に対し、減免、減額及び猶予をおこなうこと。
- ② 就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請書の提出時期について柔軟に対応することや、年度途中の認定を必要とする者等について速やかに認定するなど、必要な援助をおこなうこと。
- ③ 就学援助、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等の申請や認定等について柔軟に対応すること。高等学校等就学支援金の支給期間の上限(全日制36月、定時制48月)を超えている生徒について、休業期間の授業料を免除するなど対策をとること。
6. 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。
 - ① 心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
 - ② 学習支援員や部活動支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることのできるよう対策をとること。
 - ③ 生活が困難な子どもや虐待の恐れのある子どもたちについて、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体制を早期に確立すること。
7. 2020年度全国学力・学習状況調査および全国体力・運動能力、運動習慣等調査を直ちに中止すること。
8. 2020年度の定期健康診断実施にあたり現場に混乱を来さないよう具体的な対応を示すこと。教育委員会が実施条件等について、各学校へ早急に通知できるよう対応すること。X線・心電図検査等の検査機関がおこなう健康診断については、健診時期の延期等を含め、円滑に実施できるよう検査機関と協議すること。
9. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関への指導を徹底すること。また、高校生等の相談体制を確立すること。
10. 感染拡大を防ぐ観点から、教職員の在宅勤務や時差出勤が可能となるような制度を整備すること。また、職員室等における「3つの密」を避ける手立てを講ずること。
11. 市区町村や派遣会社に雇用された臨時・非常勤教職員について、身分・賃金を保障するよう指導すること。
12. 教員免許更新について、当面、新免許状所持者で2021年3月31日を修了確認期限とする者(第1グループ)の修了確認期限を1年間延長すること。また、2022年3月31日を修了確認期限とする者(第2グループ)についても弾力的に扱うなどの措置を講ずること。
13. 今年度予定されている教育実習や介護等体験については、実施時期の延期のみならず実施期間の短縮なども含めた柔軟な対応ができるようにすること。



緊急事態宣言解除後の学校再開に向けて、現場では準備の提案がコロコロ変わり混乱しています。土日でも在宅勤務を強いられる事態も出てきています。ゆとりと見通しがもてる現場であってほしい。